



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長  
コラム

## 東日本大震災津波で流された金庫が5,700個？

金庫といえば、家庭用のものから銀行や会社用の大型金庫まで、恐らく重量にすれば最低50キログラムから1トンぐらいのものまであり、とにかく大きさの割に重く運びにくい物の代表であります。ところが、東日本大震災の津波によって、その金庫が固定されたものを含め5,700台も流出してしまったというのです。普通なら水には浮かないものと思いがちですが、鉄製の船と同じでブカリブカリと流されつつ水が入ったら沈んでしまうという厄介なものらしいのです。

それも陸の上なら発見しやすいが、火事場荒らしが見つけて持ち帰ったりしやすいので、いろいろ考えさせられる教訓を残しています。そこで『津波避難タワー』という本を書いた藤原充弘（自伝によれば藤原鎌足の末裔）によると、金庫は、流されない建物の土台の基礎コンクリートにアンカーを打って固定する装置をつけておくべしと提唱しているのです。

しかし、鎖は鎖でもちやちなものでは簡単に切られてしまうが、世の中には高級バイクや自動車の盗難防止用の特殊鋼製繋ぎ装置を作っているチェーン屋（筆者の友人）さんがあって、過去に盗難事故ゼロに近い頑強なものが売られているので、必要な方はお申し越し下さい。これならチェーンを切るのにごそごそやっているうちに人目につくし、持ち帰り困難という発想ができるので、早速この記事を見て友人のチェーン屋さんに言ってあげました。やがてハウスメーカーさんに営業をかけるようになるのではと思います。また、ハウスメーカーも固定装置を標準商品にできるのではないかと思います。

ついでに、その本にはあの頑強な防潮堤が津波でひとたまりもなかったことから「助かるゲート」「助かるロープ」をセットにして、引き際の津波の荷重を狭い面積で受け止め、人命やがれきを引き水で流さない工夫というのがあって大変面白く思ったことです。と云うのも、以前から筆者が海岸に近いところで邪魔にならない程度の間隔で太いレール（景観は決してよくないが、人の命や物の流出を食い止められる）を地中に打ち込んでおけば・・・ということを考えていたこともあり、発明家でもある著者の知恵には共感するものが多くあって、是非ご一読をお勧めする次第です。

この著者の本業は、津波被害が予測される避難場所がない低地向けの津波避難タワーを設計製作して、改良に改良を加え、平成22年の地震発生までに20基を施工。日本中、やがては世界中に売り込もうかというパイオニア企業でもあるようで、このほかにも「桜島の火山灰対策」「兵庫県の南北横断トンネル」「リニア推進式大動輪駆動型発電システム」「砂漠に雨を降らす」「塩湖の復元による砂漠の緑化」「人工的に雨を降らせる」など71歳の科学者の夢は若々しく、とどまるところを知らないようです。津波避難タワーなんて何時要るか知れないものに大きな金をかけるには、何かの賭けと決断が要りますが、参考の為是非ご一読を。

金庫固定器具が必要な方は、インターネット上「かてーな」で検索し、参考にしてください。え？その前に金庫を買うって？そりゃそうですね。



情報

P2

## ニセ税務職員などにご注意ください！

『税務職員を装った「振り込め詐欺」や、ニセ税務職員などにご注意ください』と国税庁のHPで注意喚起されております。「オレオレ詐欺」から「振り込め詐欺」に名称変更され、先日「母さん助けて詐欺」に名称変更されたこの手の詐欺ですが、税務職員を装った詐欺もあるそうです。そこで、国税庁では、税務職員と詐欺師の見分け方の例として6点ほど列挙しておりました。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務職員が納税者の皆様の金融商品などの取引に関して手数料の振込みを求めることはありません。
- 3 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真貼付）を必ず携帯しています。また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書（顔写真貼付）を必ず携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- 4 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
- 5 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
- 6 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。

このような電話があった場合は、一人で判断せずに誰かに相談するようにして下さい。もちろん、当事務所に「このような電話があったのですが…」とお聞きして頂いても結構です。

参考 URL: <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/attention.htm> (記事担当：佐藤)



情報

## WindowsXP のサポート終了まで

### 残り1年を切りました！



現在、日本国内の企業で使用されているパソコンのOSのうち40%が「WindowsXP」だそうです。発売から12年になるそうですが、私どもが監査にお伺いする企業様でもやはり使用率は高いようです。

さて、その「WindowsXP」についてのマイクロソフト社のサポートが、2014年4月9日をもって終了します。サポートが切れることによる最大のリスクは、「Windows Update」ができなくなることにより、セキュリティリスクが放置状態になり、ウイルス感染のリスクが高まることです。

セキュリティ対策ソフトを導入しているから安全、とも言えないようです。OSの脆弱性を突かれた攻撃をされた場合、セキュリティ対策ソフトは効果がない事もあるそうです。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



P3

ただ、「WindowsXP」に対応した専用ソフトや社内システムを構築している企業様も多いようで、移行に多額のコストがかかるというケースもあるかと思えます。しかし、サポートが終了することにより、今後ソフトやシステムが「WindowsXP」への対応を終了してくるようになるケースも増えてくることが予想されます。

そうなる前に計画的にシステムを含めたパソコン環境の見直しをしてみたいでしょうか。当事務所では株式会社TKCを通じてのパソコン販売はもちろん、会計、給与計算、販売管理などのシステムについてのご提案をさせていただくことができます。

消費税増税も約1年後に控えて、税率変更に対応できない旧システムからの移行も含めてご相談させていただきます。お気軽にご相談ください。



## 新しい税制優遇措置ができました！

中小企業の活力の強化を図るために、商業・サービス業及び農林水産業等を営む中小企業等が、経営改善のために店舗改修等の設備投資を行う場合に、特別償却・税額控除ができる制度が創設されました。対象資産の範囲が広く、使いやすい制度かと思えますのでご利用を検討してみたいでしょうか。

### 【適用期限】

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの期間に取得等をし、指定事業の用に供した設備について適用されます。

### 【適用対象・要件】

青色申告書を提出する中小企業等や個人事業主が対象で、経営革新等支援機関等からの経営改善指導を受けていること。指導及び助言を受けたことを明らかにする書類に対象設備が記載されていること。

### 【対象事業等】

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業などが対象。

### 【対象設備】

- ・建物付属設備（1の取得価額60万円以上）
- ・器具・備品（1台又は1基の取得価額30万円以上）

ただし、いずれも中古品は対象外となります。

### 【適用内容】

事業の用に供した場合には、その「取得価額の30%の特別償却」と「取得価額の7%又は税額の20%のいずれか低い額の税額控除」との選択適用ができます。ただし、税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業に限ります。



※今後ハクシヨウレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX